

令和2年5月12日

小樽市長 迫 俊哉 様

風力発電の真実を知る会  
代表 佐々木 邦夫  
稚内市  
電話

## 「(仮称) 北海道小樽余市風力発電所」計画に対する要望書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、地方自治発展のためにご尽力下さり深く感謝申し上げます。

私は、大型風力発電が84基稼働する稚内市に住む佐々木邦夫と申します。

さて、今般計画が明らかとなりました(仮称)北海道小樽余市風力発電所について、小樽市としての考えを知事に答申する期限が近づいております。

再生可能エネルギーへの転換の促進につきましては、CO2削減の観点より自治体として取り組む必要性があるとお考えかもしれません。

しかし、風力発電が本当にCO2削減に寄与するものかを一度立ち止まってご検討願えないでしょうか。NEDOによると2017年度、風力発電の設備容量は2,203基で336万kWに対し、最新の天然ガス火力発電所(石狩市)では3基で170万kWもの容量があります。そもそも、風力発電は風況に左右されるため施設稼働率は20-30%ととても低く、その不安定な発電の出力調整のために、常に火力発電を待機しなければならない非効率な発電です。この度の事業予定地は、保安林を含む毛無山周辺です。このようなCO2削減効果の低い発電のために、さらにCO2削減に寄与する貴重な山林を切り開く意味はどこにあるのでしょうか。

全国各地の大規模ウィンドファーム周辺で、風車から発せられる低周波音(超低周波音)による住民の健康被害、景観破壊、自然破壊や生態系破壊の問題が散見されています。

ご存知の通り現行では、大型風力発電については環境アセスメントによる審査が行われており、小型風力発電においては市町村による、条例やガイドラインによる規制が各地で行われていますが、風致上支障が大きい事や低周波騒音への認識、健康被害が出た場合の補償など、事業者のみならず自治体にとっても厳しい対応を迫られるなど、様々な負の要素も考えられます。事業者は法に従い建設、稼働に至りますが、利益を追究する民間企業です。小樽市民にとって、慣れ親しんだ毛無山の開発行為については、事業者としての事前の真摯な説明と、合意形成への努力が非常に重要な位置づけと考えます。

以上の事を鑑みて、以下3点につきまして要望させていただきます。

敬具

### 1. 低周波騒音による健康被害につきまして。

近年、発電機の仕様が大型化され、それに伴い低周波音・超低周波音・騒音の数値が大きくなり、多大な健康被害に繋がることが危惧されております。国内におきましては、静岡県東伊豆市熱川風力発電において、2009年7月の自治会調査にて不眠・頭痛・イライラ等の調査結果が出ています。また海外においては、2018年12月オーストラリアの行政控訴裁判所の上席裁判官は、アデレードで開かれた公聴会で風車の健康影響を審査し、その結果、「騒音被害と高血圧や心血管疾病などの関係は確立されているが、その一部はおそらく風車による睡眠妨害や心理的ストレスで引き起こされている」との結論を出しております。さらに現在、風力事業者が取り入れている測定方法（A特性）は、被害の測定には適切ではないことも確認されています。このようなことから近年、欧州の洋上風力発電は、陸地より数十kmから100kmも離れたところで計画されています。

環境アセスメント（大型風力発電）や条例・ガイドライン（小型風力発電）など年々細分化され事業者に対しては、厳しい条件が示されてきていますが、更なる法整備の必要性を感じております。現在の事業実施想定区域は市街地より数kmしか離れていないことから、住民の生命や財産を守るために、現段階での事業実施想定区域内の計画は白紙に戻すよう要望いたします。

### 2. 景観につきまして。

毛無山は古くから市民が登山や自然観察などで慣れ親しんだ貴重な財産です。そのような地域は保護すべきであり、事業実施想定区域内の一部は、保水や水源を確保する位置づけでもある国有林内です。環境アセスメントでは、景観等の各法令にも準拠するよう進められている事とは思いますが、景色の良い大自然の中に人工物が出来ることに対し違和感を持っております。自然災害防止の観点や観光資源でもある貴重な自然と景色が失われることに対し、市民の不安の声も少なくありません。このような状況から、景観破壊が進められる計画は進めるべきではありません。

### 3. 風力発電事業メリットと終了後の施設の取扱いにつきまして。

大規模蓄電地を配備しない風力発電は、北電の系統に接続され大都市に送電するもので、立地自治体としてのメリットはわずかな固定資産税しかありません。また、停電時、系統からの電気が消失すると風力発電は全機停止します。風力発電があつて地域住民が助かるということはありません。また、もしこの事業が稼働に至り事業が終了した後、事業者は責任をもち撤去を行うことが大前提ではありますが、太陽光発電関連事業者を例に考えますと、2017年は様々な原因により過去最高の82件が倒産しており管理が不透明になっている所も出てきております。風力発電施設は一般的に耐用年数が20年といわれていますが、北海道内において15年以上経過（2018年度時点）している大型風力発電施設が165基（全稼働数の54.6%）に上っています。使用済みになった部材は産業廃棄物ですが、これらの取扱いについては埋設処分となります。法的に問題はありませんが、廃棄物が増えていくのが現状です。このようなことから、稼働及び事業が終了した場合は原状復帰を必ず行うことを自治体としてしっかり監視していただきたいと考えますが、現状復帰には数十年を再び要することを鑑みると、事業を行わないという選択が、一番小樽市にとっても住民にとっても最善と考えます。お忙しいところ、最後までお目通しいただき、誠にありがとうございました。

令和2年5月12日

余市町長 齊藤啓輔 様

風力発電の真実を知る会  
代表 佐々木邦夫  
稚内市  
電話

## 「(仮称) 北海道小樽余市風力発電所」計画に対する要望書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、地方自治発展のためにご尽力下さり深く感謝申し上げます。

私は、大型風力発電が84基稼働する稚内市に住む佐々木邦夫と申します。

さて、今般計画が明らかとなりました(仮称)北海道小樽余市風力発電所について、余市町としての考えを知事に答申する期限が近づいております。

再生可能エネルギーへの転換の促進につきましては、CO2削減の観点より自治体として取り組む必要性があるとお考えかもしれません。

しかし、風力発電が本当にCO2削減に寄与するものかを一度立ち止まってご検討願えないでしょうか。NEDOによると2017年度、風力発電の設備容量は2,203基で336万kWに対し、最新の天然ガス火力発電所(石狩市)では3基で170万kWもの容量があります。そもそも、風力発電は風況に左右されるため施設稼働率は20-30%ととても低く、その不安定な発電の出力調整のために、常に火力発電を待機しなければならない非効率な発電です。この度の事業予定地は、保安林を含む毛無山周辺です。このようなCO2削減効果の低い発電のために、さらにCO2削減に寄与する貴重な山林を切り開く意味はどこにあるのでしょうか。

全国各地の大規模ウィンドファーム周辺で、風車から発せられる低周波音(超低周波音)による住民の健康被害、景観破壊、自然破壊や生態系破壊の問題が散見されています。

ご存知の通り現行では、大型風力発電については環境アセスメントによる審査が行われており、小型風力発電においては市町村による、条例やガイドラインによる規制が各地で行われていますが、風致上支障が大きい事や低周波騒音への認識、健康被害が出た場合の補償など、事業者のみならず自治体にとっても厳しい対応を迫られるなど、様々な負の要素も考えられます。事業者は法に従い建設、稼働に至りますが、利益を追究する民間企業です。余市町民にとって、慣れ親しんだ毛無山の開発行為については、事業者としての事前の真摯な説明と、合意形成への努力が非常に重要な位置づけと考えます。

以上の事を鑑みて、以下3点につきまして要望させていただきます。

敬具

### 1. 低周波騒音による健康被害につきまして。

近年、発電機の仕様が大型化され、それに伴い低周波音・超低周波音・騒音の数値が大きくなり、多大な健康被害に繋がることが危惧されております。国内におきましては、静岡県東伊豆市熱川風力発電において、2009年7月の自治会調査にて不眠・頭痛・イライラ等の調査結果が出ています。また海外においては、2018年12月オーストラリアの行政控訴裁判所の上席裁判官は、アデレードで開かれた公聴会で風車の健康影響を審査し、その結果、「騒音被害と高血圧や心血管疾病などの関係は確立されているが、その一部はおそらく風車による睡眠妨害や心理的ストレスで引き起こされている」との結論を出しております。さらに現在、風力事業者が取り入れている測定方法（A特性）は、被害の測定には適切ではないことも確証されています。このようなことから近年、欧州の洋上風力発電は、陸地より数十kmから100kmも離れたところで計画されています。

環境アセスメント（大型風力発電）や条例・ガイドライン（小型風力発電）など年々細分化され事業者に対しては、厳しい条件が示されてきていますが、更なる法整備の必要性を感じております。現在の事業実施想定区域は市街地より数kmしか離れていないことから、住民の生命や財産を守るために、現段階での事業実施想定区域内の計画は白紙に戻すよう要望いたします。

### 2. 景観につきまして。

毛無山は古くから町民が登山や自然観察などで慣れ親しんだ貴重な財産です。そのような地域は保護すべきであり、事業実施想定区域内の一部は、保水や水源を確保する位置づけでもある国有林内です。環境アセスメントでは、景観等の各法令にも準拠するよう進められている事とは思いますが、景色の良い大自然の中に人工物が出来ることに対し違和感を持っております。自然災害防止の観点や観光資源でもある貴重な自然と景色が失われることに対し、町民の不安の声も少なくありません。このような状況から、景観破壊が進められる計画は進めるべきではありません。

### 3. 風力発電事業メリットと終了後の施設の取扱いにつきまして。

大規模蓄電地を配備しない風力発電は、北電の系統に接続され大都市に送電するもので、立地自治体としてのメリットはわずかな固定資産税しかありません。また、停電時、系統からの電気が消失すると風力発電は全機停止します。風力発電があつて地域住民が助かるということはありません。また、もしこの事業が稼働に至り事業が終了した後、事業者は責任をもち撤去を行うことが大前提ではありますが、太陽光発電関連事業者を例に考えますと、2017年は様々な原因により過去最高の82件が倒産しており管理が不透明になっている所も出てきております。風力発電施設は一般的に耐用年数が20年といわれていますが、北海道内において15年以上経過（2018年度時点）している大型風力発電施設が165基（全稼働数の54.6%）に上っています。使用済みになった部材は産業廃棄物ですが、これらの取扱いについては埋設処分となります。法的に問題はありませんが、廃棄物が増えていくのが現状です。このようなことから、稼働及び事業が終了した場合は原状復帰を必ず行うことを自治体としてしっかり監視していただきたいと考えますが、現状復帰には数十年を再び要することを鑑みると、事業を行わないという選択が、一番余市町にとっても住民にとっても最善と考えます。お忙しいところ、最後までお目通しいただき、誠にありがとうございました。